

# いじめ防止基本方針 (上市町共通)

- 1 本方針策定の目的
- 2 いじめの定義
- 3 基本理念
- 4 いじめ問題への対応
- 5 重大事態への対処
- 6 人権侵害
  
- 7 いじめ対応年間指導計画  
(南加積小で作成した計画)

## 1 本方針策定の目的

本町小・中学校では全校が統一して、家庭や地域と連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいていじめの防止、早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進する「上市町 いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめの定義

いじめとは、「子供生徒（※1）に対して、当該子供生徒が在籍する学校に在籍している等、当該子供生徒と一定の人的関係（※2）にある他の子供生徒が行う、心理的又は物理的な影響（※3）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子供生徒が心身の苦痛を感じているもの」と、定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

※1 本町立小・中学校に在籍する児童・生徒を指す。

※2 学校の内外を問わず、同じ学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童・生徒と何らかの人間関係を指す。

※3 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させたりすること等を意味する。

## 3 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。（いじめ防止対策推進法第1条より）

また、いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる。そのため、いじめに対する認識を全教職員で共有し、全ての児童・生徒を対象として、迅速かつ組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要となる。

さらに、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して取り組むことが大切である。

個々の行為が「いじめに当たるか否か」の判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、当該児童・生徒がいじめられたと感じたことをもって判断する。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策生徒指導委員会」（図6）を活用するなどして、より共感的、客観的に判断するよう努める。

なお、具体的ないじめの態様として、以下のものが想定できる。

- ✓ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。
- ✓ 仲間外れ、集団による無視等をされる。
- ✓ 軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりすることが継続的に行われる。
- ✓ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりするなど、暴力的行為を受ける。
- ✓ 金品をたかられる。
- ✓ 金品を隠されたり、持ち物を盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ✓ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ✓ SNS等、ネットを通して、誹謗中傷を書き込まれるなど、嫌なことをされる。

この他にも、時代に即していじめの形態は変化するものととらえ、児童・生徒の立場に立った認知・判断等を進める。

加えて、児童・生徒の発達段階も考慮し、本基本方針の策定や方針に基づいた対応等にお

いては、必要に応じて児童・生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童・生徒の、主体的且つ積極的な参加が確保できるよう、留意する。

#### 4 いじめ問題への対応

##### (1) いじめ未然防止のための取組

- ① 「いじめを許さない、見過ごさない」学校・学級づくり
  - ア) 児童・生徒一人一人が生きる、あたたかな学級経営  
「いじめは、人として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体につくるとともに、自他を大切にすると態度を育てる学級経営に努める。
  - イ) 道徳教育・人権教育の充実  
道徳科では、児童・生徒自らが考え、議論できる課題や展開を工夫し、心を耕す授業づくりに努める。また、道徳科の年間指導計画を基に、全教育活動において道徳教育を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
  - ウ) 児童・生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育み、高める教育活動の推進
    - A) 分かる授業の実践  
一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、話し合い活動の充実と学力向上の保障、学びを振り返る場の設定を図ることで、一人一人が達成感を味わい、自己肯定感や自己有用感を育み、高めるようにする。
    - B) 主体的に取り組む子供会活動・学級活動の充実  
児童・生徒が自律的に学校をよりよくしていこうとする子供会活動や、生活の向上意識を醸成する学級活動の充実を図り、一人一人が役割をもって活動・活躍できる場の設定を図る。また、たてわり班活動や児童・生徒集会を工夫し、児童・生徒同士の多様な関わり合いを図ることで、自他を思いやる心を適切に育むことができるように努める。
    - C) 学校行事等での、児童・生徒一人一人の活躍の場の設定
    - D) 児童・生徒一人一人が目的意識をしっかりともち、自分たちで企画・運営することができる学校行事の設定を図る。「自分たちによる、自分たちのための行事」と、学校行事への参画意識を高めていくことで、一人一人が活躍の場を求め、生き生きと企画・運営・活動するようになり、その中で達成感を十分に味わい、自己肯定感や自己有用感、自他の異なりを認め合う心が育まれるよう努める。

##### (2) いじめ防止に向けた体制づくりの強化

- ① いじめ問題に関する年間指導計画の作成と取組  
いじめの未然防止・早期発見への取組と、校内委員会等を含めた教職員研修を関連付けた年間指導計画を作成・実施する。また、随時、計画の見直しを図り、より適切な取組となるよう改善に努める。

#### ※ 分冊資料 7.いじめ対応年間指導計画

- ② いじめに関する研修体制の充実  
本校におけるいじめの実態や、社会的ないじめの現状を具体的に把握し、いじめ防止・早期発見のための方策や、発見したときの対応の仕方等についての研修体制の構築及びそれに基づいた実践を図る。
- ③ いじめ早期発見のための取組
  - ア) 日常観察  
休み時間や放課後の児童・生徒の様子の観察、日記等での児童・生徒とのやりとり、保護者との懇談会等を通して、教職員はアンテナを高くして、児童・生徒一人一人の実態を見守るようにする。些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって早い段階からの的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に

認知していくよう努める。また、児童・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できる雰囲気をつくるとともに、いつでも相談できる体制の整備に努め、児童・生徒や保護者の思いや悩みに素早く対応できるようにも努める。

- イ) 保護者や地域、関係機関との連携  
児童・生徒、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携がとれるようにする。また、教育委員会、中学校、総合教育センター等の関係諸機関と連携して、情報交換や課題解決を図る。また、ホームページを活用して、学校の動きを地域や家庭に適時発信し、学校理解の推進のために努める。
- ロ) 児童・生徒の視点に立った、相談体制の充実  
定期的なアンケート調査と教育相談週間を設定し、児童・生徒一人一人の思いや人間関係等を把握することで、担任との心のやりとりが深まるようにする。また、必要に応じて、一人一台端末の活用や、担任以外の教職員（SCやSSWを含む）が相談相手を務める機会を設定し、児童・生徒にとって相談しやすい環境づくりを推進する。これらのアンケート調査や教育相談を通して得たいじめ等に関する情報は、全教職員で共通理解を図り、早期対応を図る。

#### ④ いじめが起きたときの早期対応

- ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、いじめられた児童・生徒や、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。また、児童・生徒同士の場合は、いじめていた児童・生徒と、いじめられていた児童・生徒との場を分けて、安全を確保する。
- イ) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ウ) いじめの事実が確認された場合、直ちに「いじめ対策生徒指導委員会」（図6）を設置、情報を共有し、組織的な対応を協議する。
- エ) 協議の結果を町教育委員会に報告し、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- オ) 犯罪行為を伴うもの等、本校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- カ) いじめが起きた集団の児童・生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童・生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育む。
- キ) 再発防止を図り、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援、いじめを行った児童・生徒への指導・支援と、その保護者への助言を継続的に行う。

#### ⑤ いじめが「解消している」状態の判断

- ア) 単に謝罪をもって安易に解消とすることなく、少なくとも下記の2つの要件が満たされているか、いじめ対策生徒指導委員会等において複数の眼で確認する。
  - A) いじめに係る行為が止んでいること
    - 被害児童・生徒に対する、心理的または物理的な影響を与える行為（ネットを通じて行われる行為も含む）が止んでいる状態が、相当期間継続しているかを諮る。ここでの相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、その事案の内容によっては、3か月以上、年単位も含め、長期に渡り見守り続けていく必要がある。
  - B) 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと
    - いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒が、当該いじめ行為による心身の苦痛を感じていないと認められるかを諮る。その際は、被害児童・生徒に加え、その保護者や家族に対して面

談等を行い、確認することが必要になる。

⑥ いじめが起きた集団等への働きかけ

- ア) いじめが解消している状態に至った上で、児童・生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童・生徒による被害児童・生徒への謝罪だけで終わるものではないことを、教職員は改めて認識する必要がある。
- イ) 被害児童・生徒の心身の回復、加害児童・生徒が抱えるストレス等の問題の除去に加えて、被害児童・生徒と加害児童・生徒を始めとする、他の児童・生徒との関係修復や新たな好ましい関係づくり等を図ることが大切である。双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことによって、初めて当該いじめが解消された、と捉えることが必要となる。

## 5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害（※1）が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより、児童・生徒が相当の期間学校を欠席する（※2）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③ 児童・生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

※1 いじめを受けている児童・生徒の状況に着目し判断する。下記のようなケースが想定される。

- ✓ 児童・生徒が自殺を企図した場合
- ✓ 身体に重大な障害を負った場合
- ✓ 金品等に重大な被害を被った場合
- ✓ 精神性の疾患を発症した場合 等

※2 不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童・生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は、30日という目安によらない。

(2) 重大事態への対処 **【いじめが起きた時の組織対応】（図7）**

- ① 直ちに保護者、関係機関等と連携して、いじめを受けた児童・生徒の心身の安全確保を行う。
- ② 速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会と協議の上、事案に対処する組織を設置する。
  - A) 当該事案の調査を行う主体をどこにするのか、どのような組織編成にするのかなどについて、協議する。
  - B) 調査の主体が、学校になる場合と町教育委員会なる場合が想定できる。
  - C) 学校が調査主体となった場合は、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織を原則とする。事案によっては、新たな調査組織（第三者調査委員会等）を組織することも検討する。
  - D) いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」が、事実関係について調査を実施している場合は、第三者（弁護士等）に調査資料の再分析を依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで、重大事態の調査とする場合もある。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
  - A) 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ

(いつ頃から)、誰と行われ、どのような態様であったか。また、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係に潜む問題点、それらに対して教職員がどのように対応したかなど、事実関係を可能な限り網羅的に把握する必要がある。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査することが重要となる。

- B) 調査の実施は、被害児童・生徒やその保護者の意向を的確に把握し、調査方法等を工夫しながら進めることが大切である。
- C) 調査を実施するに当たり、学校自身にとって不都合な事実があっても、その事実をしっかり向き合う姿勢が重要となる。
- D) 学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- E) 調査により把握した情報の記録は、町の文書管理規程に基づき、適切に保管する。
- ④ 調査結果について、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - A) 調査結果により明らかとなった事実関係について、被害者である児童・生徒やその保護者に対して丁寧に説明する。
  - B) 調査の進捗状況については、定期的、また適時に報告することが望ましい。
  - C) 調査により得た情報の提供に当たっては、提供した児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報の保護に十分に配慮し、適切に提供する。
  - D) 調査に先立ち、アンケート等の結果については、被害者となった児童・生徒やその保護者に、その情報を提供する場合があることを、調査対象となる児童・生徒やその保護者に事前に説明する。
  - E) 調査結果を公表する場合は、公表の仕方やその内容等を、被害者児童・生徒やその保護者と確認し、承諾を得る。
  - F) 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止の観点より、重大事態の調査結果について、他の児童・生徒、または保護者に対して説明を行うことを検討する。
  - G) 調査の進捗状況や調査結果、その後の対応方針等について、適時、町教育委員会に報告・相談するとともに、町教育委員会を通じて町長に報告・説明する。

### (3) その他

- ① 地区学校安全推進委員会の実施を検討・実施し、保護者や地域の代表者と情報交換に努める。
  - ア) 会への参加を願う主な組織
    - A) PTA、放課後児童・生徒クラブ、民生児童委員、教育後援会、安全パトロール隊、こども110番の家、交番、地区有識者 など
- ② いじめに関する近年の動向について、日頃から情報や参考資料（・「改訂版 いじめ対応ハンドブック」〔富山県教育委員会〕、「幼・小・中学校教育指導の重点」より「生徒指導」等〔富山県教育委員会〕等）を基に研修を進めることで、校内でのいじめ予防に繋げたり、対策を検討したりするための参考とする。（ネットトラブル、新型コロナウイルス感染、性同一性障害に関するいじめ等）

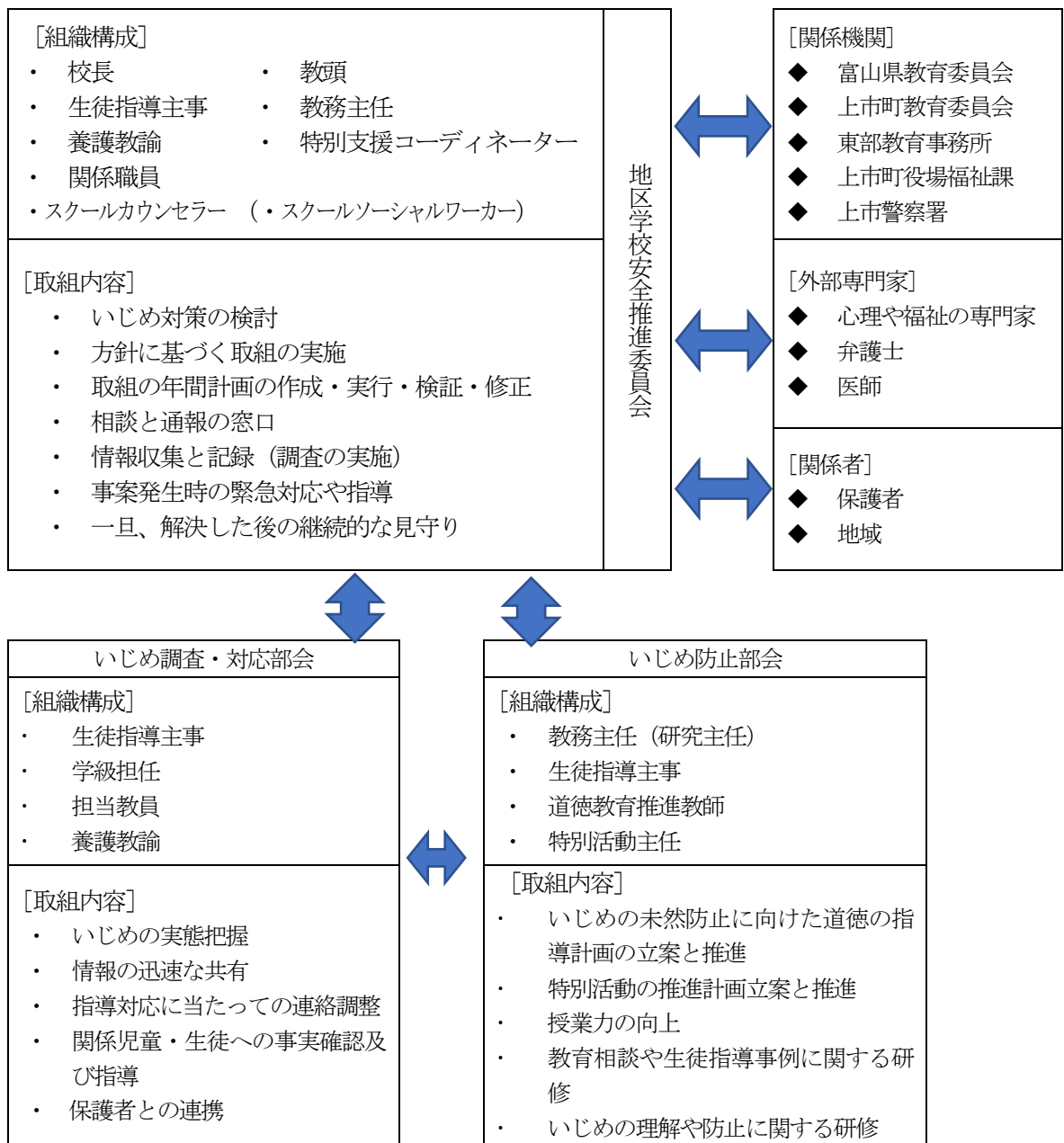
## 6 人権侵害

- (1) 児童・生徒並びに教職員の人権に対する意識の向上を随時図るとともに、人権侵害の事案が起きた場合には、適切に対応し、被害児童・生徒及び教職員の人権を守るよう努める。【人権侵害対応】(図8)

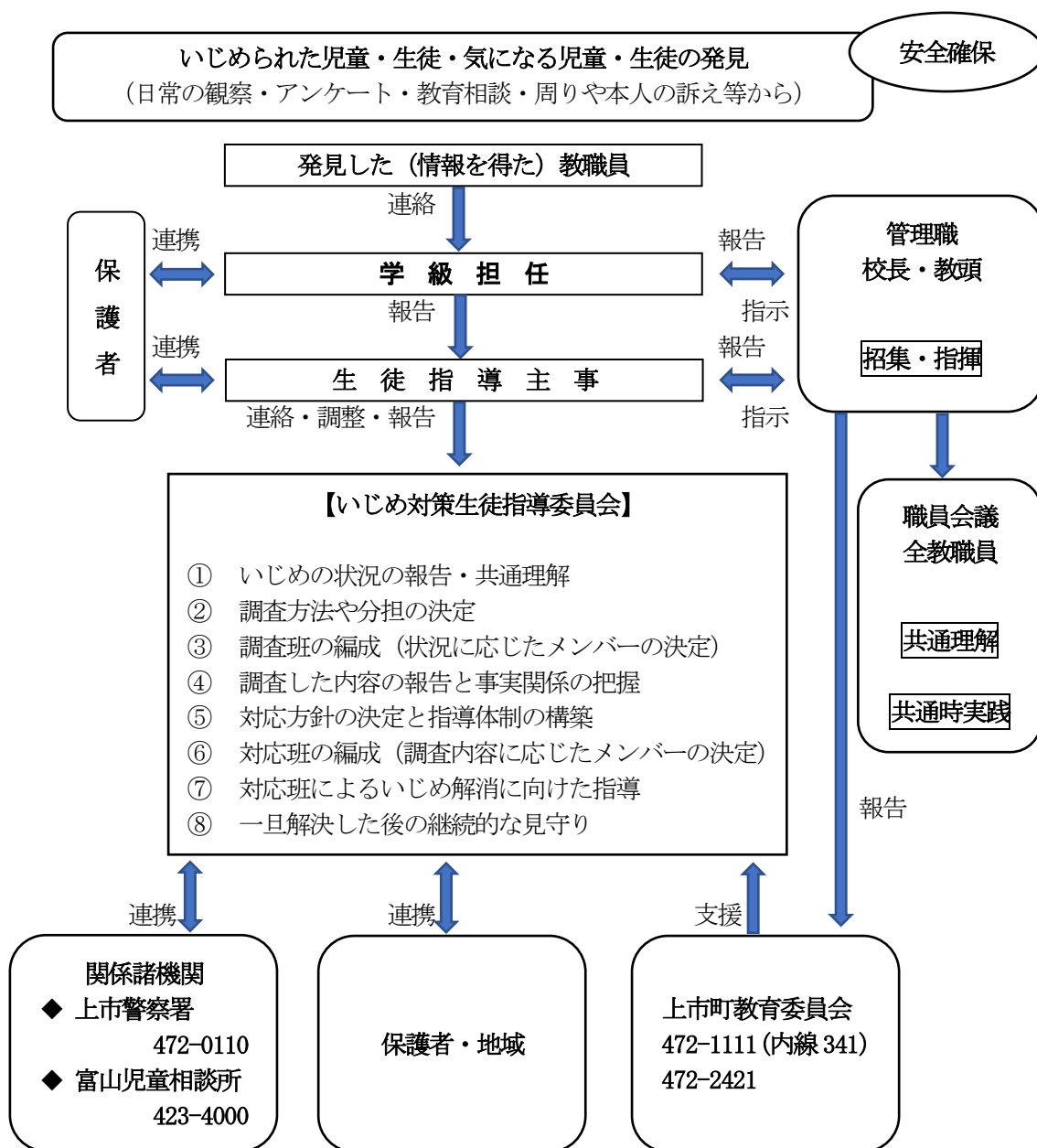
## 7 その他

本基本方針は、町校長会等において、国の動向等を勘案して定期的に見直し等を検討し、必要があると認められる場合は、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

## 【いじめ対策生徒指導委員会】（図6）

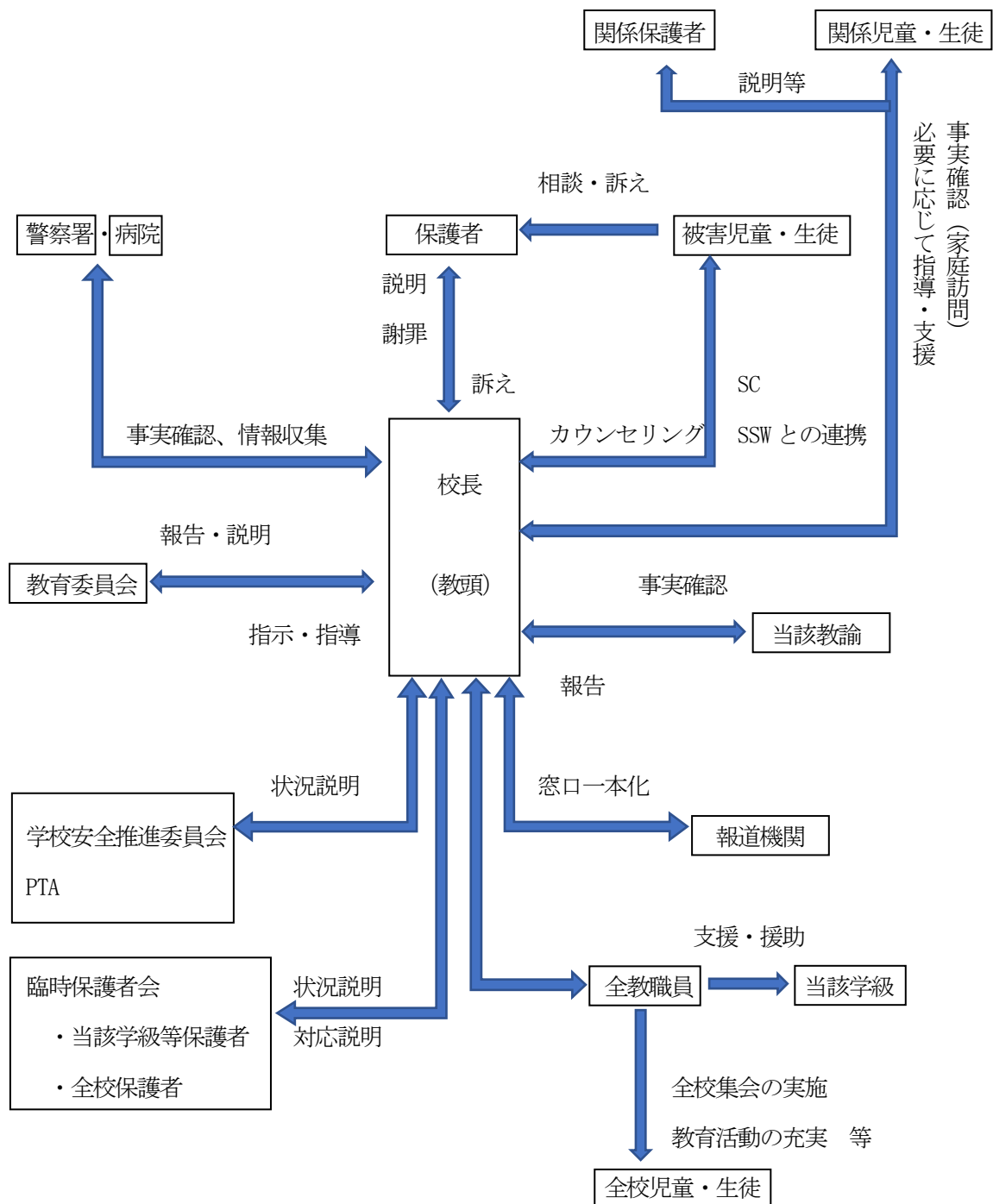


## 【いじめが起きた時の組織対応】（図7）





【人権侵害対応】（図8）：体罰、各種ハラスメント、暴力、非行行動 等



| 7 いじめ対応年間指導計画（南加積小で作成） |                                                                                             |                                                                                  |                                           |                                                                                                                                                                                                     |  |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 月                      | 校内委員会                                                                                       | 未然防止への取組                                                                         | 早期発見への取組                                  |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 4                      | いじめ対策生徒指導委員会<br>（その後は、事実があった場合に即時開催）<br>[全]いじめ防止基本方針等に関する校内研修会①<br><br>※PTA総会及び学級懇談会での保護者啓発 | [全]人間関係づくり①<br>（学級開き）<br>（縦割り班、色団結成式）<br>[児]「あいさつ運動」強化週間<br>[全]SC, SSWとの出会いの場の設定 | [担]学級懇談会<br>[SC, SSW]児童との出会い<br>[担]家庭住所確認 | <br>道徳・特別活動・人権教育・分かる授業の推進<br> |  |
| 5                      |                                                                                             | [全]人間関係づくり②<br>（運動会に向けて）<br>[全]教育相談事前アンケート①                                      |                                           |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 6                      |                                                                                             | [全]人間関係づくりⅡ<br>[全]SNS危険防止教室                                                      | [担]教育相談週間①<br>※スマホ・SNS調査を含む               |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 7                      | [全]校内生徒指導委員会①<br>（クラスの気になる児童）<br>（クラス全体の生徒指導）                                               | [担]夏季休業中の生活安全指導                                                                  | [担]個別懇談会                                  |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 8                      | [全]いじめ防止基本方針等に関する校内研修会②                                                                     | [全]校外生活巡回指導                                                                      | [担]夏季休業中の生活把握                             |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 9                      |                                                                                             | [全]教育相談事前アンケート②                                                                  | [担]教育相談週間②<br>（気になる児童のみ）                  |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 10                     |                                                                                             | [全]教育相談事前アンケート③                                                                  |                                           |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 11                     |                                                                                             | [児]児童会による人権週間への取組                                                                | [担]教育相談週間③                                |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 12                     | [全]校内生徒指導委員会②<br>（クラスの気になる児童）<br>（クラス全体の生徒指導）                                               | [担]冬季休業中の生活安全指導<br>[全]校外生活巡回指導                                                   | [保]学校評価アンケート<br>[担]冬季休業中の生活把握<br>[担]個別懇談会 |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 1                      |                                                                                             | [全]教育相談事前アンケート④                                                                  |                                           |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 2                      |                                                                                             | [担]中学校との情報共有                                                                     | [担]教育相談週間④                                |                                                                                                                                                                                                     |  |
| 3                      | [全]校内生徒指導委員会<br>（クラスの気になる児童）<br>（クラス全体の生徒指導）<br>（次年度・進学先への引継ぎ）                              | [担]学年末休業中の生活安全指導<br>[全]校内生活巡回指導                                                  | [担]学年末休業中の生活把握                            |                                                                                                                                                                                                     |  |